

「山口宇部空港二次交通情報発信業務」に係る公募型プロポーザル応募要項

1 目的

本要項は、「山口宇部空港二次交通情報発信業務」を委託する者を決定するための提案の応募について必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名
山口宇部空港二次交通情報発信業務
- (2) 業務内容
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで
- (4) 委託料の上限額
空港二次交通情報発信業務 3,500千円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第62号）に基づく資格審査において、広告・広報、イベント等の企画、イベント等の運営、デザイン企画及びホームページ作成について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (4) この手続の開始の日から令和6年5月27日（月）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式1）を提出すること。

- (1) 提出方法
持参、郵送、電子メール又はFAXで提出すること。（持参以外の場合、必ず電話で受信の確認を行うこと）
- (2) 提出先
〒755-0001 宇部市大字沖宇部字八王子625-17
山口宇部空港利用促進振興会 事務局
TEL 0836-31-2200（ガイダンス9番）

F A X 0 8 3 6 - 3 1 - 2 2 0 2

E - m a i l ubj.promotion@yamaguchi-ube-airport-bldg.co.jp

(3) 提出期限

令和6年5月27日(月)午後5時まで(必着)

(4) その他

この手続の開始後に、3(2)に掲げる資格審査の申請をする場合は、その旨明記すること。

5 質疑応答

質問がある場合は、質問書(別紙様式2)を提出すること。

(1) 提出方法

持参、郵送、電子メール又はFAXで提出すること。(持参以外の場合、必ず電話で受信の確認を行うこと)

(2) 提出先

〒755-0001 宇部市大字沖宇部字八王子625-17

山口宇部空港利用促進振興会 事務局

TEL 0836-31-2200 (ガイダンス9番)

FAX 0836-31-2202

E - m a i l ubj.promotion@yamaguchi-ube-airport-bldg.co.jp

(3) 提出期限

令和6年5月27日(月)午後5時まで(必着)

(4) 回答方法

個別の質問の場合を除き、参加表明書を提出した全ての者に対して行う。

なお、回答の内容は、この要項、仕様書等を追加又は修正したものとして扱う。

6 応募書類の提出

(1) 提出書類

①参加申込書(別紙様式3)

②企画提案書(以下の内容について記載のこと:様式任意)

ア PR用動画やバナー等の作成

イ WEB広告掲載

ウ 首都圏イベント等における情報発信

エ 山口宇部空港関連行事におけるエバンジェリスト(お笑いコンビ「ぺこぱ」)出演

オ 山口宇部空港公式LINEアカウントの入会促進

カ 業務運営体制・業務スケジュール

③支出計画書(見積書:様式任意)

※金額は、消費税法及び地方消費税相当額を含めた金額を記入すること。

④添付書類

ア 応募者の概要がわかるもの(会社案内等)

イ これまでの業務の実績(企画提案する事業に関連する事業の実績を記載すること。)

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留等配達状況が確認できる方法とすること）

(3) 提出部数

7部（正本1部・副本6部）

(4) 提出先

〒755-0001 宇部市大字沖宇部字八王子625-17

山口宇部空港利用促進振興会 事務局

(5) 提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時まで（必着）

(6) その他

ア 提案は、1者につき1提案とする。

イ 提出期限後の応募書類の追加、修正等は認めない。

7 審査・選定方法等

(1) 審査方法

「空港二次交通情報発信業務」の審査委員会が、委託費の上限額の範囲内の見積金額を提示した各社の提案書を審査した上で、最優秀提案者を決定する。

提出された提案書により審査を行うため、プレゼンテーション等を行わない。

また、応募者が一者の場合でも審査を行うものとする。

(2) 審査基準

別紙1のとおり

(3) 審査日程

令和6年6月上旬（予定）

8 審査の結果の通知

提案の選定結果は、提案者全員に対して、後日文書により通知する。

なお、審査結果に係る説明は行わず、審査結果に対する異議は受け付けない。

9 契約の締結

最優秀提案者から見積書を徴取し、委託内容を協議の上、契約を締結する。

10 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は失格となる。

(1) 提出書類が期限までに提出されなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

(3) その他、要項に違反すると認められた場合

11 その他留意事項

(1) 書類の作成など、提案に要する経費は、提案者の負担とする。

(2) この要項に基づき提出された提案書は返還しない。

- (3) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (4) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

12 問い合わせ先

〒755-0001 宇部市大字沖宇部字八王子625-17

山口宇部空港利用促進振興会 事務局（山元）

TEL 0836-31-2200（ガイダンス9番）

FAX 0836-31-2202

E-mail ubj.promotion@yamaguchi-ube-airport-bldg.co.jp

山口宇部空港二次交通情報発信業務に係る公募型プロポーザル 審査基準

区分		
評価項目	評価のポイント	配点
1 全体的事項		
提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ○仕様書を的確に踏まえ、事業を効果的・効率的に実施するための具体的な提案がなされているか。 ○動画制作やWEB広告等の情報発信について、的確かつ効果的に実施できるよう工夫されているか。 ○スケジュールは計画的かつ実現可能なものか。 ○業務を遂行できる十分な実施体制がとられているか。 	15点
2 広報物の作成		
動画の制作	<ul style="list-style-type: none"> ○動画案について、分かりやすく、視聴意欲を起こさせ、当県に対する興味喚起や二次交通の利便性訴求など、動画の各目的に即した内容とされているか。 	30点
その他広報物	<ul style="list-style-type: none"> ○業務目的を十分理解した企画内容となっているか。 ○ターゲットに対して効果的に訴求できる内容となっているか。 	5点
3 WEB広告等掲載	<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏在住者に対し、多くの表示回数やクリック数が見込まれる媒体を選択しているか。 ○広告の効果測定や分析方法等が具体的な提案になっているか。 	10点
4 首都圏イベント等における情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○開催規模や来場者の特性などを踏まえ、より高い情報発信効果が見込まれる内容となっているか。 	15点
5 山口宇部空港関連行事におけるエバンジェリスト出演	<ul style="list-style-type: none"> ○エバンジェリスト出演が実現可能なものになっているか。 ○各行事に対し、多くのメディアに取り上げられる工夫がされているか。 	10点
6 山口宇部空港公式LINEアカウント入会促進	<ul style="list-style-type: none"> ○キャンペーンへの参加が容易であり、目標達成に向け多くの入会が見込める内容となっているか。 	15点
合 計		100点